

株主各位

第105期定時株主総会招集に関する電子提供措置事項 (交付書面への記載を省略した事項)

(2025年4月1日から2026年3月31日まで)

事業報告

I 企業集団の現況に関する事項

7. 財産および損益の状況の推移
8. 主要な事業内容および主要な事業所等
9. 従業員の状況
10. 主要な借入先

II 会社役員に関する事項

6. 社外役員に関する事項

III 会社の株式に関する事項

1. 発行可能株式総数
2. 発行済株式の総数
3. 株主数
4. 大株主（上位10名）
5. 当期に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況
6. その他株式に関する重要な事項

IV 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称
2. 当期に係る会計監査人の報酬等の額
3. 非監査業務の内容
4. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

V 会社の体制および方針

1. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況
2. 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

連結計算書類

連結貸借対照表
連結損益計算書
連結株主資本等変動計算書
連結注記表

計算書類

貸借対照表
損益計算書
株主資本等変動計算書
個別注記表

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告
計算書類に係る会計監査報告
監査等委員会の監査報告

本内容につきましては、法令および当社定款の規定に基づき、インターネット上の各ウェブサイトに掲載することにより株主の皆様へ提供しております。したがって、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載していません。

京王電鉄株式会社

事業報告

I. 企業集団の現況に関する事項

7. 財産および損益の状況の推移

区分	第102期 2022年度	第103期 2023年度	第104期 2024年度	第105期（当期） 2025年度
営業収益 (百万円)	347,133	408,694	452,916	496,939
営業利益 (百万円)	21,479	43,840	54,148	52,322
経常利益 (百万円)	21,772	43,485	53,253	51,172
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	13,114	29,243	42,857	42,929
1株当たり当期純利益 (円)	21.48	47.90	70.75	73.00
総資産 (百万円)	955,233	1,079,388	1,122,589	1,199,857
純資産 (百万円)	351,566	393,930	414,757	444,207

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式の総数により算出しており、発行済株式の総数から自己株式を控除して算出しております。
2. 「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を第104期の期首から適用しており、第103期の財産および損益の状況については、当該会計基準等を遡って適用した後の数値を記載しております。なお、2022年改正会計基準については第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱いを適用し、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日）については第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いを適用しております。この結果、第104期以降の財産および損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。
3. 当社は、2026年4月1日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。第102期（2022年度）の期首に当該株式分割が行われたものと仮定して、1株当たり当期純利益を算定しております。

8. 主要な事業内容および主要な事業所等 (2026年3月31日現在)

事業セグメント	主要な事業内容	主要な事業所・施設等
交通業	鉄道事業	当社(本社:東京都多摩市) 京王線 営業キロ:72.0km 駅数:52駅 井の頭線 営業キロ:12.7km 駅数:17駅
	バス事業	京王電鉄バスグループ(京王電鉄バス(株)、京王バス(株)) (本社:東京都府中市) 10営業所
不動産業	不動産販売業	当社(本社:東京都多摩市) (株)リビタ(本社:東京都目黒区) (株)サンウッド(本社:東京都港区)
ホテル業	ホテル業	(株)京王プラザホテル(本社:東京都新宿区) 京王プラザホテル(新宿)、京王プラザホテル八王子 (株)京王プレッソイン(本社:東京都新宿区) 京王プレッソイン10店舗
建設設備業	ビル総合管理業	(株)京王設備サービス(本社:東京都渋谷区)
生活サービス業	百貨店業	(株)京王百貨店(本社:東京都渋谷区) 新宿店、聖蹟桜ヶ丘店等
	ストア業	(株)京王ストア(本社:東京都多摩市) 京王ストア:14店舗 キッチンコート:11店舗等

9. 従業員の状況 (2026年3月31日現在)

事業セグメント	従業員数
交通業	5,813名
不動産業	640名
ホテル業	1,690名
建設設備業	1,857名
生活サービス業	2,821名
全社(共通)	258名
合計	13,079名

10. 主要な借入先 (2026年3月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社日本政策投資銀行	107,172百万円
三井住友信託銀行株式会社	28,355百万円
株式会社三菱UFJ銀行	15,052百万円
株式会社三井住友銀行	13,567百万円
株式会社りそな銀行	13,088百万円

II. 会社役員に関する事項

6. 社外役員に関する事項

(1) 他の法人等の業務執行者等および社外役員等との重要な兼職状況および当社との関係（2026年3月31日現在）

氏名	地位	兼職先・兼職内容	兼職先と当社との関係
常 陰 均	取締役	南海電気鉄道株式会社[現株式会社NANKAI]社外取締役 レンゴー株式会社社外監査役 株式会社イチネンホールディングス社外取締役	当社と各社との間に特別の関係はありません。
松 永 陽 介	取締役	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社社外取締役	当社との間に特別の関係はありません。
瀬 木 達 明	取締役	サンケン電気株式会社社外取締役	当社との間に特別の関係はありません。
山 口 裕 美	取締役	有限会社アスアクリエーション取締役	当社との間に特別の関係はありません。
原 田 喜美枝	取締役	三菱UFJアセットマネジメント株式会社社外取締役 株式会社CCIグループ社外取締役 監査等委員	当社と各社との間に特別の関係はありません。
竹 川 浩 史	取締役 監査等委員(常勤)	—	—
金 子 正 志	取締役 監査等委員	—	—
山 内 暁	取締役 監査等委員	株式会社ミロク情報サービス社外取締役	当社との間に特別の関係はありません。

(2) 主な活動状況

氏名	地位	取締役会 出席状況	監査等委員会 出席状況	主な活動状況
常 陰 均	取締役	11/12回	—	主に経験豊富な経営者の観点から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。また、ガバナンス委員会および指名・報酬委員会のメンバーとして、当社のコーポレート・ガバナンス等に関する審議を行っております。
松 永 陽 介	取締役	9/9回	—	主に経験豊富な経営者の観点から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。また、ガバナンス委員会および指名・報酬委員会のメンバーとして、当社のコーポレート・ガバナンス等に関する審議を行っております。
瀬 木 達 明	取締役	9/9回	—	主に経験豊富な経営者の観点から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
山 口 裕 美	取締役	9/9回	—	サステナビリティ経営における豊富な経験を踏まえ、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
原 田 喜美枝	取締役	9/9回	—	金融・ファイナンスを専門とした大学教授としての経験に基づいた専門的見地から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
竹 川 浩 史	取締役 監査等委員(常勤)	12/12回	15/15回	金融機関における豊富な経験をふまえ、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。また、ガバナンス委員会および指名・報酬委員会のメンバーとして、当社のコーポレート・ガバナンス等に関する審議を行っております。
金 子 正 志	取締役 監査等委員	12/12回	15/15回	主に弁護士としての専門的見地から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
山 内 暁	取締役 監査等委員	12/12回	15/15回	会計学を専門とした大学教授としての経験に基づいた専門的見地から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。

- (注) 1. 当社は、取締役会の任意の諮問機関として、社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）および常勤の監査等委員である社外取締役を含むメンバーで構成されるガバナンス委員会を設置し、社外取締役の視点を交えて当社グループの企業戦略等やガバナンス体制等について審議を行うとともに、代表取締役、社外取締役の連携を強化し、グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上をはかっております。
2. 当社は、取締役会の任意の諮問機関として、社外取締役が過半数を占める指名・報酬委員会を設置しております。同委員会では、社外取締役が議長を務め、役員的人事、報酬について審議し、取締役会に答申を行うことにより、経営の透明性確保をはかっております。

Ⅲ. 会社の株式に関する事項（2026年3月31日現在）

1. 発行可能株式総数

316,046,000株

2. 発行済株式の総数

119,701,730株（自己株式3,834,309株を含む。）

（注）自己株式には、信託を用いた株式報酬制度により役員報酬信託口が所有する当社株式（90,700株）は含まれておりません。

3. 株主数

53,817名（前期末比8,474名増）

4. 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	15,051 千株	12.99 %
日本生命保険相互会社	6,018	5.19
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	5,238	4.52
太陽生命保険株式会社	4,500	3.88
株式会社日本カストディ銀行 （三井住友信託銀行退職給付信託口）	2,000	1.73
三井住友信託銀行株式会社	2,000	1.73
富国生命保険相互会社	1,918	1.66
J P M O R G A N C H A S E B A N K 3 8 5 7 8 1	1,591	1.37
株式会社京王閣	1,454	1.26
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	1,444	1.25

（注）1. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

2. 当社は自己株式を3,834千株所有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

5. 当期に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当期中に退任した取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）3名に対し、株式報酬として当社株式8,700株を交付しました。

6. その他株式に関する重要な事項

(1) 自己株式の消却

2025年3月28日開催の取締役会において、会社法第178条の規定に基づき、自己株式を消却することを決議し、2025年4月30日に実施しました。

①自己株式の消却を行った理由

株主還元の充実および資本効率の向上をはかるため。

②自己株式の消却の内容

消却した株式の種類	普通株式
消却した株式の総数	8,849,100株
消却した日	2025年4月30日
消却後の発行済株式の総数	119,701,730株

(2) 自己株式の取得

2025年11月10日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式を取得することを決議し、以下のとおり自己株式の取得を実施しました。

①自己株式の取得を行った理由

株主還元の充実および資本効率の向上をはかるため。

②自己株式の取得の内容

取得した株式の種類	普通株式
取得した株式の総数	2,498,100株
株式の取得価額の総額	9,999,751,400円
取得した期間	2025年11月20日から2026年3月12日まで

(3) 株式分割

2025年11月10日開催の取締役会の決議に基づき、2026年4月1日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を実施しました。これに伴い、会社法第184条第2項の規定に基づき、2026年4月1日付で当社定款第6条に定める発行可能株式総数を変更しました。

分割により増加する株式数および株式分割後の発行可能株式総数

株式分割前の発行済株式総数	119,701,730株
分割により増加した株式数	478,806,920株
株式分割後の発行済株式総数	598,508,650株
株式分割後の発行可能株式総数	1,580,230,000株

(4) 自己株式の消却

2026年3月26日開催の取締役会において、会社法第178条の規定に基づき、自己株式を消却することを決議し、2026年4月30日に実施しました。

①自己株式の消却を行った理由

株主還元の充実および資本効率の向上をはかるため。

②自己株式の消却の内容

消却した株式の種類	普通株式
消却した株式の総数	12,490,500株
消却した日	2026年4月30日
消却後の発行済株式の総数	586,018,150株

(注) 当社は、2026年4月1日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っており、消却した株式の総数および消却後の発行済株式の総数には株式分割後の株式数を記載しております。

IV. 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

2. 当期に係る会計監査人の報酬等の額

	区 分	金 額
(1)	当社が支払うべき会計監査人としての報酬等の額	127百万円
(2)	当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	170百万円

- (注) 1. (1)には、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の合計額を記載しております。なお、当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬を明確に区分しておらず、実質的にも区分できません。
2. 当社監査等委員会は、あらかじめ定めた「会計監査人の報酬等の同意に関する方針」に基づき、取締役、社内関係部署および会計監査人から必要な資料の入手、報告を受けたうえで会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切かどうかについて検討した結果、会計監査人の報酬等の額について同意しています。
3. 上記以外に、前事業年度に係る監査証明業務に基づく追加報酬4百万円を支払っております。

3. 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である社債発行に係るコンフォートレター作成業務を委託しております。

4. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由に該当するなど、職務を適切に遂行することが困難と認められる場合において、当該会計監査人の解任または不再任が妥当と判断したときは、必要な対応を行います。

V. 会社の体制および方針

1. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

<当社取締役会における決議内容>

当社は会社法に基づき、「京王グループ内部統制システムに関する基本方針」を定めており、その内容は次のとおりであります。

.....

「京王グループ内部統制システムに関する基本方針」

京王電鉄（以下、「当社」という）および京王グループ各社は、法令および定款に適合するとともに、「京王グループ理念」に基づいた、事業活動を適正かつ継続的に行うため、本基本方針に則り、内部統制システムを整備・運用します。

(1) 取締役、執行役員および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、グループの役員および使用人の職務の執行が法令および定款に適合し、かつ健全に行われるため、「京王グループ理念」に基づき定めた「京王グループ行動規範」を周知徹底するとともに、各取締役および各執行役員は当社で定めた「経営判断原則」に則り、適正な意思決定を行います。
- ② 当社は、外部有識者を含む「コンプライアンス委員会」が中心となって、グループ全体のコンプライアンス体制を整備し、重要事項については定期的に取り締役に報告を行います。
- ③ 当社は、コンプライアンス上の問題について、公益通報者保護法に対応したグループ全体の相談専用窓口である「京王ヘルプライン」を運用し、課題の解決を行います。
- ④ 当社は、コンプライアンス研修等を継続的に実施することにより、コンプライアンス意識の啓発を行い、グループ全体のコンプライアンス体制の強化をはかります。
- ⑤ 当社は、代表取締役社長 社長執行役員直轄の内部監査部門である監査・内部統制部を設置し、当社およびグループ各社に対する法令および社内規程等の諸基準への準拠性、管理の妥当性・有効性の検証を目的とした内部監査を実施します。また、監査等委員会は、必要があると認めるときは監査・内部統制部に対して調査を求め、指示することができます。
- ⑥ 当社は、財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法その他の法令等に基づき、内部統制を整備・運用します。また、法令等に定められた開示は、適時適切に行います。
- ⑦ 当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、ステークホルダーの信頼に応えるよう、組織全体で断固とした姿勢で厳正に対応を行います。

(2) 取締役および執行役員の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ① 当社は、取締役および執行役員の職務執行に関わる情報について、法令および社内規程等に基づき、適切に保存、管理を行います。
- ② 当社の取締役および執行役員は、これらの情報を必要に応じて閲覧できます。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 経営上の重要な意思決定にあたり、当社の取締役および執行役員は損失の可能性について十分な検証を行います。
- ② 業務執行に係るリスクの把握と管理を目的として当社取締役会で定めた「リスク管理方針」に基づき、リスク管理委員長、関係各部署の部長および外部専門家で構成するリスク管理委員会は、当社およびグループ各社のリスクの低減と防止のための活動および危機発生に備えた体制整備を行います。
- ③ 公共性の高い鉄道事業を核に幅広い企業活動を行っているグループとして、当社は「お客さまの安全」をリスク対策における最重要課題とします。
- ④ 当社は、重大な危機が発生した場合には代表取締役社長 社長執行役員を本部長とする危機管理本部を速やかに組織し、危機への対応とその速やかな収拾に向けた活動を行います。

(4) 取締役および執行役員の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社およびグループ各社の取締役会は、法令および社内規程に則り定期的に開催するほか、必要に応じて臨時開催します。経営上重要な事項については、事前に常勤取締役および常勤執行役員で構成する会議体で審議し、その審議を経て取締役会で決議を行います。また、当社においては、定款の定めにもとづき、重要な業務執行の決定について、取締役会の決議により取締役への委任を行います。委任された事項の決定については、事前に常勤取締役および常勤執行役員で構成する会議体で審議し、その審議を経て決定します。
- ② 当社およびグループ各社の取締役会は全社的な目標を定め、取締役（社外取締役および監査等委員を除く）および執行役員はその目標達成に向け、各部門ごとの目標設定や予算管理、具体策等を立案・実行します。また、当社は各社経営計画の実施状況をモニタリングします。
- ③ 当社およびグループ各社の組織および職務分掌、ならびに業務執行に関する各職位の責任、権限、決裁基準については社内規程に定め、各職位の基本的な機能および相互関係を明らかにし、機動的な意思決定、業務遂行をはかります。

(5) 会社並びにその親会社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① グループ各社は当社との間に定めた「グループ会社協議基準」に従い、各社における経営上の重要な案件について、当社への協議・報告を行います。また、グループ各社は取締役会で定めた「京王グループ内部統制システムに関する基本方針」に基づき、内部統制システムの継続的な向上をはかります。当社はこれらの実施状況をモニタリングします。
- ② 当社にグループ各社の内部統制の諸施策に関する担当部署を設け、当社とグループ各社間での協議、情報共有、指示・要請の伝達等が効率的に行われる体制の整備を推進します。
- ③ 当社およびグループ各社のコンプライアンス体制については、当社が中心となり、グループ一体となって整備します。また、当社およびグループ各社の全役員および使用人は、グループ全体の価値に重大な影響を与えるおそれのある事象を発見したときは、通常の報告経路に加え、当社のコンプライアンス委員長に報告し、対応につき協議します。
- ④ 当社およびグループ各社のリスクについては、リスク管理委員会を開催し、当社が中心となり、グループ全体でリスクの把握、管理に努めます。グループ各社は、重大な危機が発生した場合には、直ちに当社のリスク管理委員長に報告し、当社は事案に応じた支援を行います。また、グループ各社は、各社ごとのリスク管理体制および危機管理体制を整備します。
- ⑤ グループ経営協議会において、グループ全体の経営に関わる協議を行うほか、京王グループ社長会を定期的に開催し、グループの経営方針および経営情報の共有化をはかります。
- ⑥ 当社常勤監査等委員は、グループ各社の監査役から適宜報告を受けるほか、グループ監査役会を定期的に開催するとともに、期中および期末に各社の監査役監査の状況について確認し、グループ全体の監査の充実・強化をはかります。グループ各社の常勤の監査役は原則として内部監査部門である監査・内部統制部に所属し、相互に連携し、グループ全体の業務の適正性確保に取り組みます。

(6) 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項およびその使用人の独立性に関する事項

監査等委員会監査の実効性を高め、かつ監査職務を円滑に遂行するため、専門性を有する者を含む専属の使用人を配置します。当該使用人はその職務執行にあたっては監査等委員の指揮命令に服することとします。また、当該使用人の人事異動、人事評価、懲戒処分等の決定は、あらかじめ監査等委員会が選定した常勤監査等委員の同意を必要とします。

(7) 取締役、執行役員および使用人が監査等委員会に報告するための体制その他監査等委員会への報告に関する体制

当社において、取締役（監査等委員を除く）は、監査等委員が重要な会議等に出席し、意見を述べることできる体制を確保します。さらに、取締役（監査等委員を除く）および執行役員は以下に定める事項を監査等委員会に報告します。

グループ各社においても報告体制を確保し、以下に定める事項をグループ各社の監査役に報告します。

- ① 会社の意思決定に関する重要事項
- ② 当社またはグループに著しい損害を及ぼすおそれのある事項
- ③ 内部監査の監査計画および監査結果
- ④ 当社の取締役（監査等委員を除く）、執行役員、グループ各社の取締役および使用人の職務執行に関する不正行為または法令・定款に違反する重大な事項
- ⑤ コンプライアンスおよびリスク管理に関する重要事項
- ⑥ 「グループ会社協議基準」に定めた協議・報告事項のうち重要事項
- ⑦ 上記の他、当社の監査等委員およびグループ各社の監査役の職務執行上必要があると判断した事項

なお、使用人は②、④に関する重大な事項を発見した場合は当社の監査等委員およびグループ各社の監査役に直接報告することができます。

また、当社の取締役（監査等委員を除く）、執行役員、グループ各社の取締役および使用人は、当社の監査等委員およびグループ各社の監査役に報告を行ったことを理由として不利益を受けることはないものとします。

(8) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社取締役（監査等委員を除く）は、当社監査等委員会が策定する「監査計画」に従い、実効性ある監査を実施できる体制として、以下の体制を確保します。

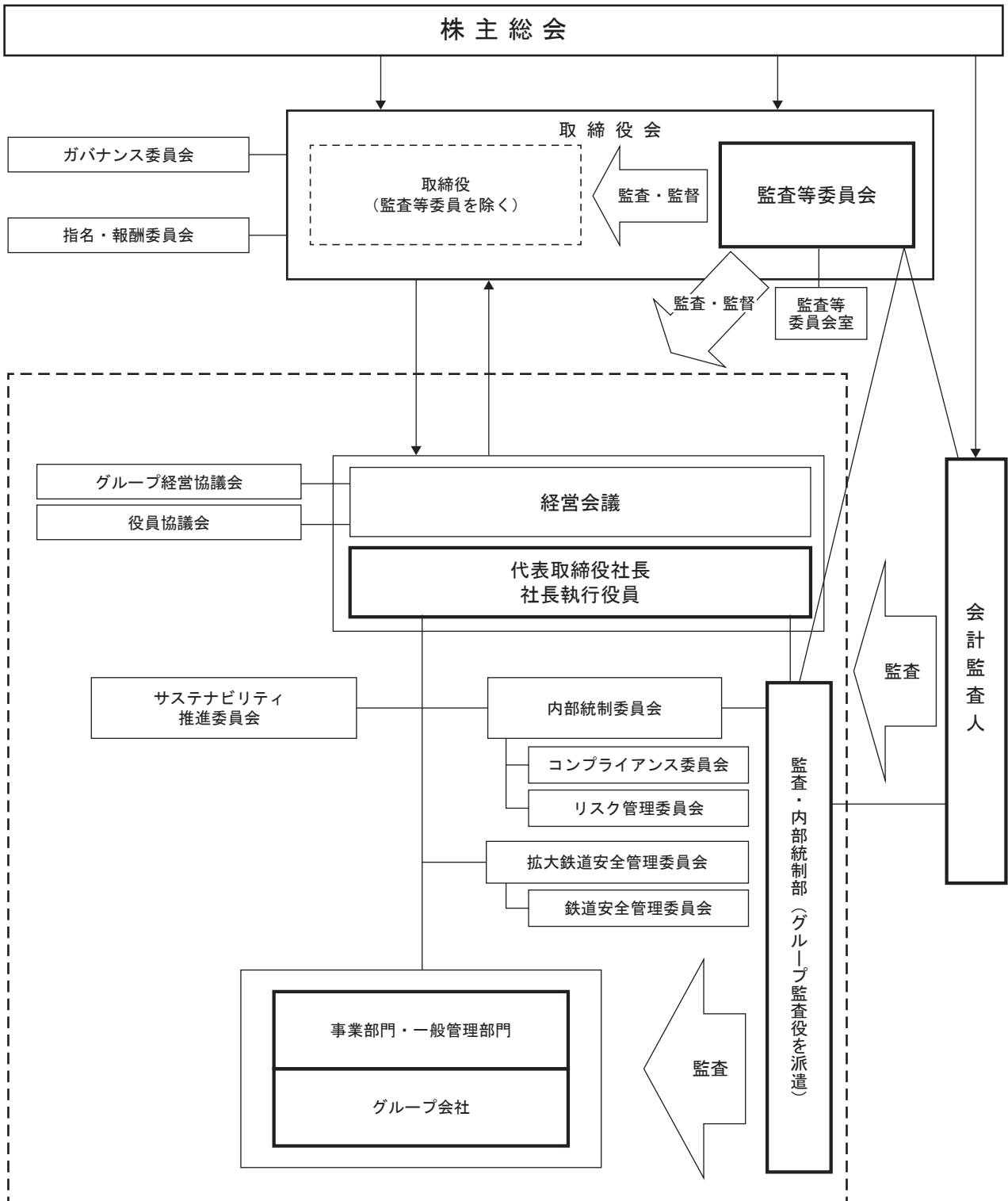
- ① 取締役（監査等委員を除く）、執行役員および重要な使用人からの必要に応じた意見聴取
- ② 代表取締役、会計監査人との定期的な会合
- ③ 内部監査部門と連携した組織監査の実施
- ④ 内部統制部門との連携
- ⑤ グループ会社の調査等の実施
- ⑥ アドバイザーとして独自に選定した弁護士・公認会計士等外部専門家の任用

なお、⑥等に関する費用は会社が負担するものとします。

(9) 内部統制委員会

上記（1）から（8）の体制を統括するため、内部統制委員会を開催し、グループ一体となり内部統制の整備を推進します。

コーポレート・ガバナンス体制



<当期における運用状況の概要>

(1) コンプライアンス

①コンプライアンス意識の向上

- ・グループ会社が公正取引委員会から警告を受けたことを踏まえ、当社およびグループ会社の役員、コンプライアンス責任者、営業部門責任者を対象とした独占禁止法遵守セミナーを実施したほか、全社員に対して各種啓発資料を通じて注意喚起を行いました。また、社員が具体的に遵守する事項についてまとめた「独占禁止法遵守マニュアル」を作成し、グループ各社に展開しました。
- ・中小受託取引適正化法の概要を周知するため、外部有識者による講演会を開催したほか、チェックリストを作成し、グループ各社へ展開・周知しました。
- ・グループ各社を対象として順次実施しているコンプライアンス・アンケートについて、グループ2社で実施し、各社に分析結果等をフィードバックしたほか、当社およびグループ各社を対象とした階層別研修を行うなど、教育活動に継続して取り組みました。

②反社会的勢力への対応

- ・当社において、契約審査時に反社会的勢力ではないことを確認するためのチェック状況を確認したほか、適宜専門会社にチェックを依頼しました。

③内部通報制度

- ・内部通報制度の信頼性向上のため、前期の通報件数や一部の通報概要の実績を開示したほか、一部の通報内容や対応内容を従業員に周知しました。
- ・コンプライアンスに関するトピックスを毎月配信するとともに、内部通報制度概要をコンパクトにまとめた動画教材を制作・展開するなど、制度の周知に取り組みました。
- ・当社およびグループ各社のコンプライアンス責任者を対象として、適切な通報対応が行われるよう、調査対応時の注意点などについて研修を行いました。

(2) リスクマネジメント

①労務・コンプライアンスリスク

- ・グループ全社のコンプライアンス・アンケート結果を集約・分析し、グループ全体の傾向を全社へフィードバックするとともに、明らかになった課題に対して具体的な対策を講じるよう働きかけました。

②情報セキュリティリスク

- ・当社およびグループ各社の情報セキュリティリスクを低減するため「京王グループ情報システムセキュリティガイドライン」を定め、これに基づくシステム監査を新たに開始しました。
- ・当該ガイドラインにおける最重要事項として、ランサムウェア対策の強化を目的に、グループ各社へのEDR（PCでの不審な振舞いを検知する仕組み）の導入を推進しました。
- ・他社における大規模なサイバー攻撃事例を受け、当社およびグループ各社でセキュリティ対策状況について緊急点検を実施しました。

③個別事業リスク

- ・事業特性に応じた自然災害・事故、人財確保、法令違反などのリスク対策に取り組みました。
- ・人権課題への対応として、当社および主要なグループ会社においてデュー・ディリジェンスを完了し、重要リスクの特定を行いました。
- ・当社グループ従業員の人権や心身の健康を守り、安心して働ける職場環境を守るため、カスタマーハラスメントの被害が想定されるグループ会社においてカスタマーハラスメント対応マニュアルの作成に取り組みました。

(3) 財務報告に係る内部統制

- ・財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から、必要な範囲について財務報告に係る内部統制の有効性の評価を実施しました。
- ・財務報告に関する情報開示の適時性と適正性を確保するため、決算開示資料についてディスクロージャー委員会での確認を経て取締役会等に付議した後、開示しました。

(4) 内部監査

- ・当社部門および一部のグループ会社について内部監査を実施し、監査結果を代表取締役社長および監査等委員会に報告し、その概要を当社取締役会に報告しました。
- ・内部監査を実施した当社部門およびグループ会社に改善計画の提出を求め、適宜その改善状況を確認しました。

2. 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当事項はございません。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	316,555	流動負債	330,054
現金及び預金	47,793	支払手形及び買掛金	25,206
受取手形、売掛金及び契約資産	77,088	短期借入金	110,889
商品及び製品	64,282	コマーシャル・ペーパー	9,986
仕掛品	113,381	未払法人税等	12,360
原材料及び貯蔵品	2,718	前受金	52,570
その他	11,312	契約負債	14,990
貸倒引当金	△21	賞与引当金	5,040
		その他の引当金	3,072
		その他	95,937
固定資産	883,301	固定負債	425,595
有形固定資産	725,094	社債	175,000
建物及び構築物	321,797	長期借入金	173,179
機械装置及び運搬具	40,470	繰延税金負債	5,170
土地	222,049	退職給付に係る負債	16,005
建設仮勘定	123,487	資産除去債務	22,920
その他	17,289	その他の引当金	1,003
		その他	32,314
無形固定資産	24,499		
		負債合計	755,650
投資その他の資産	133,707		
投資有価証券	97,926	(純資産の部)	
退職給付に係る資産	16,675	株主資本	404,587
繰延税金資産	3,129	資本金	59,023
その他	16,095	資本剰余金	31,900
貸倒引当金	△119	利益剰余金	328,621
		自己株式	△14,958
		その他の包括利益累計額	39,253
		その他有価証券評価差額金	33,518
		為替換算調整勘定	20
		退職給付に係る調整累計額	5,715
		非支配株主持分	366
		純資産合計	444,207
資産合計	1,199,857	負債純資産合計	1,199,857

連結損益計算書（2025年4月1日から2026年3月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
営業収益		496,939
営業費		
運輸業等営業費及び売上原価	383,052	
販売費及び一般管理費	61,564	444,616
営業利益		52,322
営業外収益		
受取利息	94	
受取配当金	2,175	
持分法による投資利益	405	
雑収入	1,541	4,216
営業外費用		
支払利息	4,628	
雑支出	737	5,366
経常利益		51,172
特別利益		
投資有価証券売却益	10,261	
工事負担金等受入額	4,108	
その他	1,560	15,930
特別損失		
固定資産圧縮損	3,938	
固定資産除却損	1,575	
減損損失	1,352	
その他	1,831	8,697
税金等調整前当期純利益		58,404
法人税、住民税及び事業税		18,482
法人税等調整額		△3,125
当期純利益		43,048
非支配株主に帰属する当期純利益		118
親会社株主に帰属する当期純利益		42,929

連結株主資本等変動計算書（2025年4月1日から2026年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	59,023	42,324	317,593	△34,758	384,184
当期変動額					
剰余金の配当			△12,428		△12,428
親会社株主に帰属する 当期純利益			42,929		42,929
自己株式の取得				△10,006	△10,006
自己株式の処分			0	65	65
自己株式の消却		△10,267	△19,473	29,740	—
非支配株主との取引に係る 親会社の持分変動		△157			△157
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	△10,424	11,027	19,799	20,402
当期末残高	59,023	31,900	328,621	△14,958	404,587

	その他の包括利益累計額					非支配株主 持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
当期首残高	27,168	130	16	3,141	30,456	117	414,757
当期変動額							
剰余金の配当							△12,428
親会社株主に帰属する 当期純利益							42,929
自己株式の取得							△10,006
自己株式の処分							65
自己株式の消却							—
非支配株主との取引に係る 親会社の持分変動							△157
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	6,350	△130	3	2,573	8,797	248	9,046
当期変動額合計	6,350	△130	3	2,573	8,797	248	29,449
当期末残高	33,518	—	20	5,715	39,253	366	444,207

連結注記表

[連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記]

1. 連結の範囲に関する事項

子会社49社のうち39社を連結の範囲に含めております。

主要な連結子会社の名称は、「事業報告」の「I. 企業集団の現況に関する事項 6. 重要な親会社および子会社の状況（2026年3月31日現在）（2）重要な子会社の状況」に記載しております。

前連結会計年度に連結子会社でありました京王書籍販売株式会社は、2025年6月30日付で実施した株式譲渡により、当連結会計年度より連結の範囲から除外しております。

なお、主要な非連結子会社は、高尾登山電鉄株式会社、株式会社京王友の会、セレクトチャー株式会社であります。

非連結子会社10社の合計の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用している会社は非連結子会社8社で、高尾登山電鉄株式会社、株式会社京王友の会、セレクトチャー株式会社他5社であります。

前連結会計年度に持分法適用会社でありました西東京モビリティサービス株式会社は、2025年4月1日付で連結子会社である西東京バス株式会社を存続会社とする吸収合併により解散したため、当連結会計年度より持分法適用の範囲から除外しております。

非連結子会社2社及び関連会社8社(関東バス株式会社等)の合計の当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、それぞれ重要な影響を及ぼしておらず、持分法を適用しておりません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日はすべて3月31日であり、連結決算日と同一であります。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券 市場価格のない株式等以外のもの

時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

主として移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、当社グループに帰属する持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

② 棚卸資産

商品及び製品	商品	主として売価還元法による原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法)
	販売土地及び建物	個別法による原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法) なお、賃貸に供している物件については、有形固定資産に準じて減価償却を行っております。
仕掛品		個別法による原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法) なお、賃貸に供している物件については、有形固定資産に準じて減価償却を行っております。

③ デリバティブ

時価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

主として定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、主として定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	3～60年
機械装置及び運搬具	2～20年

② 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(主として3年)に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額については、リース契約上に残価設定の取決めがあるものは当該残価設定額、それ以外の場合は零とする定額法によっております。

(3) 繰延資産の処理方法

社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。

(4) 重要な引当金の計上基準

賞与引当金

従業員に支給する賞与に充てるため、支給見込額を計上しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

① 鉄道事業

鉄道事業においては、主に旅客輸送を行っております。乗車券のうち定期券については、利用開始時点から終了時点の期間にわたり乗車区間の旅客輸送サービスを提供するものであることから、利用開始時点から終了時点の期間の経過に伴い履行義務が充足すると判断し収益を認識しております。また、定期券以外については、乗車区間の旅客輸送サービスを提供するものであることから、旅客が乗車区間の乗車を完了することにより履行義務が充足すると判断し、乗車区間に対する運賃について収益を認識しております。これらの事業に係る収益は顧客との契約において約束された対価にて算定しております。

② 不動産賃貸業

不動産賃貸業においては、主に開発保有するオフィスビルや商業施設、住宅等の不動産の賃貸を行っております。賃貸収益については、顧客との賃貸借契約に基づいた賃貸借期間にわたって収益を認識しております。

③ 不動産販売業

不動産販売業においては、主に新築分譲マンションやリノベーション物件の販売を行っており、顧客との販売契約に基づいて販売用不動産を引き渡す履行義務を負っております。当該履行義務は、販売用不動産を引き渡す一時点において、顧客が当該販売用不動産に対する支配を獲得することで充足されると判断し、引渡時点で収益を認識しております。

④ ホテル業

ホテル業においては、主に宿泊およびそれらに付帯するサービスを提供しております。これらサービスの提供は、顧客にサービスの提供が完了した時点で履行義務が充足されるものとし、その時点で収益を認識しております。これらに係る取引価格は、顧客との契約において約束された対価にて算出しております。

⑤ ビル総合管理業および建築・土木業

ビル総合管理業および建築・土木業においては、財又はサービスに対する支配が顧客に一定の期間にわたり移転する場合には、財又はサービスを顧客に移転する履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価の合計に占める割合に基づいて行っております。

なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い契約については代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

⑥ 百貨店業およびストア業

百貨店業およびストア業においては、主に直営店舗での物販等の販売を行い、顧客に対して商品を引き渡す義務を負っております。当該履行義務は顧客へ商品を引き渡すことで充足され、引渡時点で収益を認識しております。なお、顧客への財又はサービスの提供における連結子会社の役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る額から売上原価を控除した純額で収益を認識しております。

(6) 工事負担金等の会計処理

鉄道事業において、地方公共団体等より工事費の一部として工事負担金等を受け入れております。これらの工事負担金等については、工事完成時に当該工事負担金等相当額を取得した固定資産の取得価額から直接減額しております。

なお、連結損益計算書においては、工事負担金等受入額を特別利益に計上するとともに、固定資産の取得価額から直接減額した額を固定資産圧縮損として特別損失に計上しております。

(7) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下のとおりであります。

ヘッジ手段…為替予約

ヘッジ対象…外貨建予定取引

③ ヘッジ方針

デリバティブ取引に関する社内規程に基づき、ヘッジ対象に係る為替相場変動リスクをヘッジしております。

④ ヘッジ有効性の評価

ヘッジ手段とヘッジ対象の資産・負債又は予定取引に関する重要な条件が同一であるため、有効性の判定は省略しております。

(8) のれんの償却方法及び償却期間

主として10年間の均等償却を行っております。

(9) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 退職給付に係る会計処理の方法

i 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

ii 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(主として14年)による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(主として5年)を償却期間として、当社は定率法、その他の連結子会社は定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理しております。

② 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社および一部の連結子会社は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

〔重要な会計上の見積りに関する注記〕

会計上の見積りは、連結計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しております。当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌連結会計年度に重要な影響を及ぼすリスクがある項目は以下のとおりであります。

1. 販売土地及び建物等の評価

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

販売土地及び建物	59,774百万円
仕掛販売土地及び建物	112,766百万円

(2) 会計上の見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

販売土地及び建物等の評価は、個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しており、期末における正味売却価額が帳簿価額を下回る場合には、正味売却価額をもって貸借対照表価額とし、収益性低下による簿価切下げ額を売上原価として認識しております。正味売却価額は、販売見込額から見積追加工事原価及び見積販売経費を控除して算出しております。

正味売却価額の算定において特に重要な仮定は販売見込額であり、周辺の取引事例や市場の動向等を踏まえた上で決定しております。仮定には不確実性が伴い、今後の不動産市況や建築コストの動向、金利の変動の影響を受け、正味売却価額が低下する可能性があります。

2. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産	3,129百万円
--------	----------

(2) 会計上の見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

繰延税金資産は、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号）および「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号）に従い、当社および連結子会社の将来の課税所得の十分性、将来減算一時差異の将来解消見込年度のスケジューリング等に基づき計上しています。

将来の課税所得の見積りにあたっては、現在までに入手可能な情報にもとづき策定した事業計画を前提としており、このうち鉄道輸送収入は、輸送人員が概ね現在の水準で継続すると仮定して算定しています。

なお、将来予測は高い不確実性を伴い、繰延税金資産の回収可能性に重要な影響を及ぼす可能性があります。

〔表示方法の変更〕

連結損益計算書関係

前連結会計年度において「特別利益」の「その他」に含めて表示しておりました「投資有価証券売却益」（前連結会計年度272百万円）については、金額的重要性が増したため、当連結会計年度において独立掲記しております。

前連結会計年度において独立掲記しておりました「特別利益」の「固定資産売却益」（前連結会計年度1,616百万円）および「受取補償金」（前連結会計年度957百万円）については、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度において「特別利益」の「その他」に含めて表示しております。

前連結会計年度において独立掲記しておりました「特別損失」の「固定資産撤去損失引当金繰入額」（前連結会計年度629百万円）については、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度において「特別損失」の「その他」に含めて表示しております。

〔会計上の見積りの変更〕

資産除去債務の見積りの変更

当社は、新宿駅西南口地区開発計画および京王線新宿駅改良工事事業対象エリアに係る固定資産の取壊し義務について、資産除去債務を計上しておりますが、当連結会計年度において新たな情報の入手等に伴い、見積りの変更を行いました。この見積りの変更による増加額7,300百万円を変更前の資産除去債務に加算しております。

なお、当該見積りの変更は、当連結会計年度末に行われたため、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響はありません。

〔追加情報〕

当社取締役及び執行役員に対する株式報酬制度の導入

当社は、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除きます。）及び執行役員（取締役を兼務する者を除きます。）（以下、総称して「取締役等」といいます。）に対し、中長期的な業績向上および株主価値の最大化に貢献する意識を高めることを目的に株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）を導入しております。

（1）取引の概要

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（以下、「本信託」といいます。）が当社株式を取得し、当社が各取締役等に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各取締役等に対して交付される、という株式報酬制度です。なお、取締役等が当社株式の交付を受ける時期は、原則として取締役等の退任時です。

（2）信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、当連結会計年度末467百万円、91千株であります。

なお、当社は2026年4月1日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っておりますが、上記の事項につきましては、当該株式分割前の株式数を記載しております。

〔連結貸借対照表に関する注記〕

1. 担保に供している資産及び担保付債務

(1) 財 団

担保に供している資産

有形固定資産	266,735百万円
無形固定資産	7,627百万円
計	274,362百万円

上記資産を担保としている負債は次のとおりであります。

長期借入金	96,266百万円
短期借入金	10,905百万円
計	107,172百万円

(2) その他

担保に供している資産

商品及び製品	6,144百万円
仕掛品	34,350百万円
有形固定資産	2,240百万円
その他	203百万円
計	42,938百万円

上記資産を担保としている負債は次のとおりであります。

長期借入金	17,970百万円
短期借入金	15,674百万円
計	33,645百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 828,533百万円

減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

3. 固定資産の取得価額から直接減額した工事負担金等累計額 128,397百万円

4. 保証債務

下記の債務保証を行っております（金融機関からの借入金に対する債務保証であります。）

住宅購入者の提携住宅ローン	1,198百万円
社員住宅融資	9百万円
計	1,207百万円

5. その他

受取手形、売掛金及び契約資産のうち、顧客との契約から生じた債権及び契約資産の金額は、それぞれ以下のとおりであります。

受取手形	999百万円
売掛金	64,634百万円
契約資産	9,355百万円

〔連結株主資本等変動計算書に関する注記〕

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	128,550,830	—	8,849,100	119,701,730

(注1) 変動事由の概要は次のとおりであります。

(減少数の内訳)

会社法第178条に基づく消却による減少 8,849,100株

(注2) 当社は、2026年4月1日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っておりますが、上記の事項につきましては、当該株式分割前の株式数を記載しております。

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	10,286,993	2,499,836	8,861,820	3,925,009

(注1) 普通株式の自己株式の株式数につきましては、当社取締役及び執行役員に対する株式報酬制度の信託財産として保有する当社株式(当連結会計年度期首103,400株、当連結会計年度末90,700株)を含めて記載しております。

(注2) 変動事由の概要は次のとおりであります。

(増加数の内訳)

会社法第156条に基づく取得による増加 2,498,100株

単元未満株式の買取りによる増加 1,736株

(減少数の内訳)

会社法第178条に基づく消却による減少 8,849,100株

株式報酬制度に伴う株式交付による減少 12,700株

単元未満株式の買増請求による減少 20株

(注3) 当社は、2026年3月26日開催の取締役会において、会社法第178条の規定に基づき、自己株式を消却することを決議しましたが、当連結会計年度末において以下の自己株式について消却手続きを完了しておりません。

帳簿価額 9,441百万円(2026年3月31日)

株式の種類 普通株式

株式数 2,498,100株(株式分割後12,490,500株)

なお、当該自己株式については2026年4月30日に消却手続きを完了いたしました。

(注4) 当社は、2026年4月1日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っておりますが、上記の事項につきましては、当該株式分割前の株式数を記載しております。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年6月26日 定時株主総会	普通株式	5,918	50.00	2025年3月31日	2025年6月27日
2025年11月10日 取締役会	普通株式	6,510	55.00	2025年9月30日	2025年11月28日

(注1) 2025年6月26日定時株主総会決議による配当金の総額には、信託が保有する自社の株式に対する配当5百万円が含まれております。また2025年11月10日取締役会決議による配当金の総額には、信託が保有する自社の株式に対する配当4百万円が含まれております。

(注2) 当社は、2026年4月1日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っておりますが、上記の事項につきましては、当該株式分割前の株式数を基準とした金額を記載しております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2026年6月25日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	6,372	55.00	2026年3月31日	2026年6月26日

(注1) 2026年6月25日定時株主総会決議による配当金の総額には、信託が保有する自社の株式に対する配当4百万円が含まれております。

(注2) 当社は、2026年4月1日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っておりますが、上記の事項につきましては、当該株式分割前の株式数を基準とした金額を記載しております。

〔金融商品に関する注記〕

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については安全性の高い金融資産に限定し、銀行借入や社債発行等により資金を調達しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

有価証券及び投資有価証券は主に株式であり、上場株式については市場価格の変動リスクに晒されておりますが、四半期ごとに時価の把握を行っております。また、非上場株式、投資事業有限責任組合出資金、匿名組合出資金については定期的に発行体の財務状況等の把握を行っております。

借入金、社債は、主に運転資金及び設備投資に係る資金調達であります。また、借入金の大部分が固定金利であります。なお、借入金、社債については流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、各社が月次で資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 有価証券及び投資有価証券 其他有価証券(注2)	81,000	81,000	—
資産計	81,000	81,000	—
(2) 社債	175,000	156,461	△18,538
(3) 長期借入金(注3)	208,007	191,768	△16,238
負債計	383,007	348,230	△34,777

(注1) 「現金及び預金」、「受取手形及び売掛金」、「支払手形及び買掛金」及び「短期借入金(1年内返済予定の長期借入金を除く)」については、現金及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しています。

(注2) 市場価格のない株式等は、「(1) 有価証券及び投資有価証券 其他有価証券」には含めておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

区分	当連結会計年度
非上場株式	1,421
関係会社株式等(非上場)	11,947
投資事業有限責任組合出資金※	1,501
匿名組合出資金※	2,055

※ 「投資事業有限責任組合出資金」及び「匿名組合出資金」については、連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合その他これに準ずる事業体への出資に該当するため、時価開示の対象としておりません。

(注3) 「長期借入金」には「1年内返済予定の長期借入金」を含めております。

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価： 観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券				
其他有価証券				
株式	80,944	—	—	80,944
国債	45	—	—	45
その他	—	—	9	9
資産計	80,990	—	9	81,000

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
社債	—	156,461	—	156,461
長期借入金	—	191,768	—	191,768
負債計	—	348,230	—	348,230

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

その他有価証券

上場株式及び国債は相場価格を用いて評価しております。上場株式及び国債は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

社債

当社が発行する社債の時価は、市場価格に基づき算定しております。社債の公正価値は、市場価格があるものの活発な市場で取引されているわけではないため、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価については、一定の期間ごとに区分した当該長期借入金の元利金の合計額を同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっており、レベル2の時価に分類しております。

(注2) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債のうちレベル3の時価に関する情報重要性が乏しいため、注記を省略しております。

〔賃貸等不動産に関する注記〕

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の連結子会社では、東京都その他の地域において、賃貸用のオフィスビルや賃貸商業施設等(土地を含む。)を有しております。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額	時価
154,535	274,983

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

(注2) 当連結会計年度末の時価は、主要な物件については社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額もしくは「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額(指標等を用いて調整を行ったものを含む。)、その他の物件については一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に基づく価額であります。また、当連結会計年度に新規取得したのものについては、時価の変動が軽微であると考えられるため、連結貸借対照表計上額をもって時価としております。

(注3) 建設中の物件については、時価を把握することが極めて困難であるため、上表には含めておりません。

〔収益認識に関する注記〕

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当連結会計年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント					合計
	交通業	不動産業	ホテル業	建設設備業	生活サービス業	
鉄道事業	87,508	—	—	—	—	87,508
バス事業	32,921	—	—	—	—	32,921
タクシー業	10,132	—	—	—	—	10,132
不動産賃貸業	—	11,239	—	—	—	11,239
不動産販売業	—	58,776	—	—	—	58,776
ホテル業	—	—	59,075	—	—	59,075
ビル総合管理業	—	—	—	14,615	—	14,615
車両整備業	—	—	—	7,129	—	7,129
建築・土木業	—	—	—	32,052	—	32,052
百貨店業	—	—	—	—	34,614	34,614
ストア業	—	—	—	—	57,973	57,973
その他	—	—	—	—	40,834	40,834
顧客との契約から生じる収益	130,562	70,015	59,075	53,797	133,422	446,872
その他の収益	1,719	44,744	615	46	2,941	50,066
外部顧客への営業収益	132,281	114,759	59,690	53,844	136,363	496,939

(注) 当連結会計年度より、報告セグメントの区分を変更しております。詳細は「〔その他の注記〕 1. 報告セグメントの変更等に関する事項」に記載しております。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

「会計方針に関する事項」の「重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

契約資産は、顧客との請負工事契約について、期末日時点で完了しているが、未請求の工事に対する連結子会社の権利に関するものです。契約資産は、対価に対する連結子会社の権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。当該工事に関する対価は、財又はサービスを顧客に移転する履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識しております。

契約負債は、主に利用開始時点から終了時点の期間にわたり収益を認識する鉄道事業における定期券に関する前受金及び高齢者住宅事業における入居前受金であります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

(単位：百万円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	50,504
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	65,633
契約資産(期首残高)	13,580
契約資産(期末残高)	9,355
契約負債(期首残高)	14,510
契約負債(期末残高)	14,990

(注) 当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、9,536百万円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社では、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約について対象に含めておりません。当該履行義務は、主に鉄道事業における定期券に関する前受金及び高齢者住宅事業における入居前受金であり、残存履行義務に配分した取引価格の総額および収益の認識が見込まれる期間は以下の通りです。

(単位：百万円)

	当連結会計年度
1年以内	9,799
1年超2年以内	1,191
2年超3年以内	897
3年超	2,302
合計	14,190

[1株当たり情報に関する注記]

- 1株当たり純資産額 766円72銭
- 1株当たり当期純利益 73円00銭

(注1) 株主資本において自己株式として計上されている信託に残存する自社の株式は、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めており、また、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は、当連結会計年度454千株であり、1株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は、当連結会計年度480千株であります。

(注2) 当社は、2026年4月1日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり情報の各金額を算定しております。

〔重要な後発事象〕

1. 株式分割

当社は、2025年11月10日開催の取締役会の決議に基づき、2026年4月1日を効力発生日として、株式分割を行いました。

(1) 株式分割の目的

当社株式の投資単位当たりの金額を引き下げることにより、個人投資家を中心に投資家層の拡大を図ることを目的としております。

(2) 株式分割の概要

①分割の方法

2026年3月31日を基準日として、同日最終の株主名簿に記録された株主の所有する普通株式を、1株につき5株の割合をもって分割いたしました。

②分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	119,701,730株
今回の分割により増加する株式数	478,806,920株
株式分割後の発行済株式総数	598,508,650株
株式分割後の発行可能株式総数	1,580,230,000株

(3) 日程

基準日公告日	2026年3月16日
基準日	2026年3月31日
効力発生日	2026年4月1日

(4) 1株当たり情報に及ぼす影響

1株当たり情報に及ぼす影響については、「〔1株当たり情報に関する注記〕」に記載しております。

2. 自己株式の消却

当社は、2026年3月26日開催の取締役会において、会社法第178条の規定に基づき、自己株式を消却することを決議し、2026年4月30日に実施しました。

(1) 自己株式の消却を行った理由

株主還元の実現を図るとともに、資本効率の向上を図るため。

(2) 自己株式の消却の内容

① 消却した株式の種類	当社普通株式
② 消却した株式の総数	12,490,500株（消却前の発行済株式総数に対する割合 2.09%）
③ 消却日	2026年4月30日
④ 消却後の発行済株式総数	586,018,150株

〔その他の注記〕

1. 報告セグメントの変更等に関する事項

当社グループは、2025年度を初年度とする「京王グループ中期経営計画」において、各事業の方針に沿った管理を明確にするため、管理区分を変更し、2025年度の期首より報告セグメントの変更を行うことといたしました。この変更に伴い、当社グループの報告セグメントは「運輸業」、「流通業」、「不動産業」、「レジャー・サービス業」、「その他業」から、「交通業」、「不動産業」、「ホテル業」、「建設設備業」、「生活サービス業」に変更しております。

2. 記載金額は百万円単位とし、単位未満の端数を切捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表 (2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	141,890	流動負債	295,507
現金及び預金	37,538	短期借入金	153,389
未収運賃	8,191	コマーシャル・ペーパー	9,986
未収金	21,529	未払金	52,048
未収消費税等	239	未払費用	1,843
関係会社短期貸付金	14,255	未払法人税等	7,036
販売土地及び建物	24,238	預り連絡運賃	1,422
仕掛品	34,383	預り金	6,810
貯蔵品	1,373	前受運賃	5,858
前払費用	1,206	前受金	51,100
その他の流動資産	6,872	前受収益	717
貸倒引当金	△7,938	賞与引当金	1,284
		固定資産撤去損失引当金	577
		資産除去債務	30
		その他の流動負債	3,402
固定資産	817,037	固定負債	381,681
鉄道事業固定資産	307,875	社債	175,000
付帯事業固定資産	245,051	長期借入金	154,496
各事業関連固定資産	3,832	退職給付引当金	8,189
建設仮勘定	119,674	固定資産撤去損失引当金	434
投資その他の資産	140,603	繰延税金負債	8,892
関係会社株式	30,537	資産除去債務	22,706
その他の関係会社有価証券	6,034	その他の固定負債	11,961
投資有価証券	83,061		
長期貸付金	16		
長期前払費用	5,044		
前払年金費用	10,754	負債合計	677,189
その他の投資等	5,266		
貸倒引当金	△111	(純資産の部)	
		株主資本	249,563
		資本金	59,023
		資本剰余金	32,019
		資本準備金	32,019
		利益剰余金	173,478
		利益準備金	7,876
		その他利益剰余金	165,601
		固定資産圧縮積立金	10,247
		別途積立金	75,000
		繰越利益剰余金	80,354
		自己株式	△14,958
		評価・換算差額等	32,175
		その他有価証券評価差額金	32,175
		純資産合計	281,738
資産合計	958,927	負債純資産合計	958,927

損益計算書（2025年4月1日から2026年3月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
鉄道事業		
営業収益	88,214	
営業費	78,876	
営業利益		9,338
付帯事業		
営業収益	60,913	
営業費	45,732	
営業利益		15,181
全事業営業利益		24,519
営業外収益		
受取利息及び配当金	7,820	
雑収入	753	8,573
営業外費用		
支払利息	4,513	
雑支出	389	4,902
経常利益		28,191
特別利益		
投資有価証券売却益	10,261	
工事負担金等受入額	3,476	
関係会社貸倒引当金戻入益	3,013	
固定資産売却益	2,494	
受取補償金	219	
関係会社債務保証損失引当金戻入益	146	
その他	0	19,611
特別損失		
固定資産圧縮損	3,476	
固定資産除却損	2,126	
減損損失	889	
固定資産撤去損失引当金繰入額	813	
支払補償金	384	
固定資産売却損	370	
投資有価証券評価損	114	
その他	0	8,175
税引前当期純利益		39,628
法人税、住民税及び事業税		10,458
法人税等調整額		△1,037
当期純利益		30,207

株主資本等変動計算書（2025年4月1日から2026年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	
						固定資産圧縮積立金	別途積立金
当期首残高	59,023	32,019	10,267	42,286	7,876	12,959	75,000
当期変動額							
剰余金の配当							
固定資産圧縮積立金の積立						21	
固定資産圧縮積立金の取崩						△2,734	
当期純利益							
自己株式の取得							
自己株式の処分							
自己株式の消却			△10,267	△10,267			
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)							
当期変動額合計	-	-	△10,267	△10,267	-	△2,712	-
当期末残高	59,023	32,019	-	32,019	7,876	10,247	75,000

	株主資本				評価・換算差額等			純資産合計
	利益剰余金		自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
	その他利益剰余金	利益剰余金合計						
	繰越利益剰余金							
当期首残高	79,336	175,173	△34,758	241,725	26,257	130	26,388	268,113
当期変動額								
剰余金の配当	△12,428	△12,428		△12,428				△12,428
固定資産圧縮積立金の積立	△21	-		-				-
固定資産圧縮積立金の取崩	2,734	-		-				-
当期純利益	30,207	30,207		30,207				30,207
自己株式の取得			△10,006	△10,006				△10,006
自己株式の処分	0	0	65	65				65
自己株式の消却	△19,473	△19,473	29,740	-				-
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					5,917	△130	5,787	5,787
当期変動額合計	1,017	△1,695	19,799	7,837	5,917	△130	5,787	13,624
当期末残高	80,354	173,478	△14,958	249,563	32,175	-	32,175	281,738

個別注記表

〔重要な会計方針に係る事項に関する注記〕

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

(2) その他有価証券

① 市場価格のない株式等以外のもの

時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

② 市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

販売土地及び建物

個別法による原価法

(収益性の低下による簿価切下げの方法)

なお、賃貸に供している物件については、有形固定資産に準じて減価償却を行っております。

仕掛品

個別法による原価法

(収益性の低下による簿価切下げの方法)

なお、賃貸に供している物件については、有形固定資産に準じて減価償却を行っております。

貯蔵品

移動平均法による原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法)

3. デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、主として定額法を採用しております。（構築物のうち、鉄道事業固定資産の線路設備及び電路設備における取替資産については取替法を採用しております。）

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	3～50年
構築物	4～60年
機械装置	5～17年
車両	4～20年

(2) 無形固定資産

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（3年）に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額については、リース契約上に残価設定の取決めがあるものは当該残価設定額、それ以外のものは零とする定額法によっております。

5. 繰延資産の処理方法

社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。

6. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に支給する賞与に充てるため、支給見込額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（14年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定率法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。

(4) 固定資産撤去損失引当金

取り壊しが決定した固定資産につき、将来発生する撤去損失見込み額を計上しております。

7. 工事負担金等の会計処理

鉄道事業において、地方公共団体等より工事費の一部として工事負担金等を受け入れております。これらの工事負担金等については、工事完成時に当該工事負担金等相当額を取得した固定資産の取得価額から直接減額しております。

なお、損益計算書においては、工事負担金等受入額を特別利益に計上するとともに、固定資産の取得価額から直接減額した額を固定資産圧縮損として特別損失に計上しております。

8. 収益及び費用の計上基準

当社では、主に鉄道事業および不動産賃貸業、不動産販売業並びにその他各種サービスを提供しております。

鉄道事業においては、主に旅客輸送を行っております。乗車券のうち定期券については、利用開始時点から終了時点の期間にわたり乗車区間の旅客輸送サービスを提供するものであることから、利用開始時点から終了時点の期間の経過に伴い履行義務が充足すると判断し収益を認識しております。また、定期券以外については、乗車区間の旅客輸送サービスを提供するものであることから、旅客が乗車区間の乗車を完了することにより履行義務が充足すると判断し、乗車区間に対する運賃について収益を認識しております。これらの事業に係る収益は顧客との契約において約束された対価にて算定しております。

不動産賃貸業においては、主に開発保有するオフィスビルや商業施設、住宅等の不動産の賃貸を行っております。賃貸収益については、顧客との賃貸借契約に基づいた賃貸借期間にわたって収益を認識しております。

不動産販売業においては、主に新築分譲マンションの販売を行っており、顧客との販売契約に基づいて販売用不動産を引き渡す履行義務を負っております。当該履行義務は、販売用不動産を引き渡す一時点において、顧客が当該販売用不動産に対する支配を獲得することで充足されると判断し、引渡時点で収益を認識しております。

9. ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法については、連結注記表に記載すべき事項と同一であります。

10. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

〔重要な会計上の見積りに関する注記〕

会計上の見積りは、計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しております。当事業年度の計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌事業年度に重要な影響を及ぼすリスクがある項目は以下のとおりであります。

1. 販売土地及び建物等の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

販売土地及び建物	24,238百万円
仕掛販売土地及び建物	34,383百万円

(2) 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

販売土地及び建物等の評価は、個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しており、期末における正味売却価額が帳簿価額を下回る場合には、正味売却価額をもって貸借対照表価額とし、収益性低下による簿価切下げ額を売上原価として認識しております。正味売却価額は、販売見込額から見積追加工事原価及び見積販売経費を控除して算出しております。

正味売却価額の算定において特に重要な仮定は販売見込額であり、周辺の取引事例や市場の動向等を踏まえた上で決定しております。仮定には不確実性が伴い、今後の不動産市況や建築コストの動向、金利の変動の影響を受け、正味売却価額が低下する可能性があります。

2. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産	20,416百万円
--------	-----------

なお、繰延税金資産は繰延税金負債と相殺し、貸借対照表には繰延税金負債8,892百万円として計上しております。

(2) 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

繰延税金資産は、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号）に従い、当社の将来の課税所得の十分性、将来減算一時差異の将来解消見込年度のスケジュールリング等に基づき計上しています。

将来の課税所得の見積りにあたっては、現在までに入手可能な情報にもとづき策定した事業計画を前提としており、このうち鉄道輸送収入は、輸送人員が概ね現在の水準で継続すると仮定して算定しています。

なお、将来予測は高い不確実性を伴い、繰延税金資産の回収可能性に重要な影響を及ぼす可能性があります。

〔会計上の見積りの変更〕

資産除去債務の見積りの変更

資産除去債務の見積りの変更に関する事項は、連結注記表〔会計上の見積りの変更〕に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

〔追加情報〕

当社取締役及び執行役員に対する株式報酬制度の導入

当社取締役及び執行役員に対する株式報酬制度の導入については、連結注記表に記載すべき事項と同一であります。

〔貸借対照表に関する注記〕

1. 担保に供している資産及び担保付債務

(1) 財 団

担保に供している資産

鉄道事業固定資産（鉄道財団） 274,362百万円

上記資産を担保としている負債は次のとおりであります。

長期借入金 96,266百万円

短期借入金 10,905百万円

計 107,172百万円

(2) その他

担保に供している資産

投資有価証券（根質権） 10百万円

上記資産に根質権が設定されておりますが、担保付債務はありません。

2. 有形固定資産の減価償却累計額 739,531百万円

減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

3. 事業用固定資産

有形固定資産 535,768百万円

土地 189,070百万円

建物 171,373百万円

構築物 130,256百万円

車両 23,894百万円

その他 21,172百万円

無形固定資産 20,991百万円

4. 固定資産の取得価額から直接減額した工事負担金等累計額 125,227百万円

5. 保証債務

当社は下記の債務保証を行っております。

被保証者	金額	被保証債務の内容
京王ウェルシィステージ株式会社	2,950百万円	入居者への返還債務に対する保証
社員住宅融資	9百万円	金融機関からの借入金
計	2,959百万円	

6. 関係会社に対する金銭債権

短期債権 17,762百万円 長期債権 749百万円

7. 関係会社に対する金銭債務

短期債務 86,922百万円 長期債務 8,626百万円

〔損益計算書に関する注記〕

1. 営業収益	149,128百万円
2. 営業費	124,608百万円
運送営業費及び売上原価	72,529百万円
販売費及び一般管理費	11,748百万円
諸税	11,467百万円
減価償却費	28,863百万円
3. 関係会社との取引高	
営業収益	36,569百万円
営業費	18,020百万円
営業取引以外の取引高	39,460百万円

〔株主資本等変動計算書に関する注記〕

自己株式の種類および株式数

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	10,286,993	2,499,836	8,861,820	3,925,009

（注1）普通株式の自己株式の株式数につきましては、当社取締役及び執行役員に対する株式報酬制度の信託財産として保有する当社株式（当事業年度期首103,400株、当事業年度末90,700株）を含めて記載しております。

（注2）変動事由の概要は次のとおりであります。

（増加数の内訳）

会社法第156条に基づく取得による増加	2,498,100株
単元未満株式の買取りによる増加	1,736株

（減少数の内訳）

会社法第178条に基づく消却による減少	8,849,100株
株式報酬制度に伴う株式交付による減少	12,700株
単元未満株式の買増請求による減少	20株

（注3）当社は、2026年3月26日開催の取締役会において、会社法第178条の規定に基づき、自己株式を消却することを決議しましたが、当事業年度末において以下の自己株式について消却手続きを完了しておりません。

帳簿価額	9,441百万円（2026年3月31日）
株式の種類	普通株式
株式数	2,498,100株（株式分割後12,490,500株）

なお、当該自己株式については2026年4月30日に消却手続きを完了いたしました。

（注4）当社は、2026年4月1日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っておりますが、上記の事項につきましては、当該株式分割前の株式数を記載しております。

〔税効果会計に関する注記〕

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
減損損失	7,464百万円
資産除去債務	7,369百万円
固定資産等償却超過額	3,312百万円
その他	9,270百万円
繰延税金資産小計	27,417百万円
評価性引当金	△7,000百万円
繰延税金資産合計	20,416百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△14,796百万円
固定資産圧縮積立金	△4,702百万円
資産除去債務に対する除去費用	△4,472百万円
その他	△5,338百万円
繰延税金負債合計	△29,309百万円
繰延税金負債の純額	△8,892百万円

2. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

〔関連当事者との取引に関する注記〕

子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

属性	名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引 金額	科目	期末残高
子会社	株式会社京王 アカウンティング	(所有) 直接100%	資金の調達 役員の兼任	資金の返済(純額) 支払利息	10,826 776	短期 借入金	73,494

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等
支払利息については、一般的な取引条件と同様に市場金利を勘案して決定しております。

〔収益認識に関する注記〕

収益を理解するための基礎となる情報については、連結注記表に注記すべき事項と同一であります。

〔1株当たり情報に関する注記〕

1. 1株当たり純資産額 486円69銭

2. 1株当たり当期純利益 51円36銭

(注1) 株主資本において自己株式として計上されている信託に残存する自社の株式は、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めており、また、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は、当事業年度454千株であり、1株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は、当事業年度480千株であります。

(注2) 当社は、2026年4月1日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり情報の各金額を算定しております。

〔重要な後発事象〕

1. 株式分割

連結注記表〔重要な後発事象〕に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

2. 自己株式の消却

連結注記表〔重要な後発事象〕に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

〔その他の注記〕

記載金額は百万円単位とし、単位未満の端数を切捨てて表示しております。

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月19日

京王電鉄株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中田 宏高

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 寺澤 直子

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、京王電鉄株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、京王電鉄株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2026年5月19日

京王電鉄株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中田 宏高

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 寺澤 直子

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、京王電鉄株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第105期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査報告書

当監査等委員会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第105期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任 あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

①監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、監査計画、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門その他内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。

③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月20日

京王電鉄株式会社 監査等委員会

監査等委員(常勤) 小野正浩 ㊟

監査等委員(常勤) 竹川浩史 ㊟

監査等委員 金子正志 ㊟

監査等委員 山内 暁 ㊟

(注) 監査等委員竹川浩史、金子正志及び山内暁は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上